

ガザーリーの「婚姻作法の書」にみられる夫婦観

—— コーラン4章34節の解釈にみられる役割分担に注目して ——

青 柳 か お る

序論

筆者は、古典時代（預言者ムハンマドの時代からアッバース朝滅亡まで）を代表するスンナ派の思想家ガザーリー（Abū Ḥāmid al-Ghazālī, 1111没）の代表作である『宗教諸学の再興（*Ihyā' 'Ulūm al-Dīn*）』第二巻第二書「婚姻作法の書（*Kitāb Ādāb al-Nikāḥ*）」（*Ihyā'*, Vol. 2, 34-95）を翻訳し（青柳 2003）、男性が結婚してスーフィーとして生活することにより、いかに天国に行くことが容易になるか、というスーフィズムの視点からこの書を分析したり（青柳 2005; Aoyagi 2005）¹、この書の中で述べられている避妊や中絶という古典時代の議論が現代のウラマーにも参照されていることに注目して、古典と現代を結び付けた生命倫理の問題を取り上げてきた（青柳 2011; 青柳 2012）。

この書は、夫が妻にどのように接するべきか、また妻（女性）はいかにふるまうべきか、というテーマについて詳述されているが、筆者はとくに女性問題を取り上げた研究はあまり行ってこなかった。その後、2019年イスラーム・ジェンダー学科研公開シンポジウム「イスラーム×ジェンダー——「境界」を生きる／越える」²において、「イスラームの「聖典」と<性別>」という題目で登壇させていただく機会をいただき、イスラームの規範における男女のあり方と

¹ 「婚姻作法の書」は主に男性の視点から書かれており、夫にとっての結婚のメリットについて詳述されており、妻の立場では結婚にどのようなメリットがあるのかについてはあまり触れられていない。

² 科学研究費補助金基盤研究（A）イスラーム・ジェンダー学の構築のための基礎的総合的研究（研究代表者：長沢栄治）主催。2019年12月21日於東京大学東洋文化研究所。

いったジェンダーについて関心を持つようになった。イスラームとジェンダーというテーマでは、国内だけでも多くの研究の蓄積があるが（アハメド 2000; 塩尻 2018; 後藤 2017; 辻上 2011; 鳥山 2018; 嶺崎 2015; 嶺崎 2016; 嶺崎 2019; 八木 2007など）、ガザリーの著作を詳細に分析したものは、管見の限り見当たらなかった。

本稿では、第一章において、コーラン（クルアーン）にみられる性別や男女に関する記述とその解釈の伝統（とくに4章34節）について述べた後、西洋近代における男女同権論と比較し、またイスラーム法学者（ウラマー）からの西洋近代思想への批判を紹介する。第二章では、『宗教諸学の再興』所収の「婚姻作法の書」において、日常生活における夫婦関係を論じている箇所を抽出し、その内容を分析する。最後に、古典時代の代表的なイスラーム思想家であるガザリーの描く夫婦観がいかなるものであるかを明らかにしたい。

第一章 イスラームにおける男女の関係

第一節 男女の関係に関するコーランの章句とその解釈

まず、性別と組み合わせに関するコーランの章句として、以下のようなものがある。なお、本稿のクルアーン和訳は三田了一訳『日垂対訳 聖クルアーン』を参照した。

「かれは、人間を男と女の両性になされたのではなかったか（75章39節）。」

「かれはあなたがたのために、あなたがたの間から夫婦を、また家畜にも雌雄を創られた。このようにして、あなたがたを繁殖させる（42章11節）。」

「本当にかれは、男と女の組み合わせ（夫婦 *zawjayni*）を創られた（53章45節）。」

「かれは凡てのものを一対に創造し、……（43章12節）。」

このように、コーランによれば、人間の性別は男と女の二種類とされ、男女は夫婦になるべきであるとされる。次に、男女平等に関する章句として以下のものがある。

「かれはひとつの魂からあなたがたを創り、またその魂から配偶者を創り、

兩人から、無数の男と女を増やし広められた方であられる（4章1節）。」

ここでは男女は同じ源（魂）から創造された同等な存在とされており、「主なる神は……人から抜き取ったあばら骨で女を造り上げられた。……（創世記2章21-22節）」と述べられている旧約聖書のように男性のあばら骨から女性が創られたとは述べられていない。しかしながらハディースにおいては、以下のように旧約聖書と同様の記述がみられる。

アッラーのみ使いは、「女性は肋骨でつくられており、真っ直ぐにのぼす方法はない。それ故、もし女性から楽しみを得ようとするならば、彼女らに特有の曲りや偏向性を理解してやり、楽しむようにしなさい。もし、それらを無理にまっすぐにしようとするれば、折ってしまうことになる。彼女を折るということは、彼女を離婚することである」といわれた（ムスリム、2巻、506）。

ほかに、男女平等に関する章句として以下のものがある。

「本当にムスリムの男と女、信仰する男と女、献身的な男と女、正直な男と女、堅忍な男と女、謙虚な男と女、施しをする男と女、齋戒（断食）する男と女、貞節な男と女、アッラーを多く唱念する男と女、これらの者のために、アッラーは罪を赦し、偉大な報奨を準備なされる（33章35節）。」

ここでは、神の前での男女の平等が述べられている。神の前での平等とは、男女は信者としては平等であり、男女は等しく神の定めたイスラーム法（シャリーア）に服従するという意味であり、西洋近代思想にみられる男女同権思想とは異なっている。

続いて、男女の関係について、もっともよく引用され、議論される代表的なものが以下の章句である。

「男は女の擁護者（家長）（qawwām）である。それはアッラーが、一方を他よりも強くなされ、かれらが自分の財産から、経費を出すためである。それで貞節な女は従順に、アッラーの守護の下に（夫の）不在中を守る。あなたがたが、不忠実、不行跡の心配のある女たちには諭し、それでもだめならこれを臥所に置き去りにし、それでも効きめがなければこれを打て（4章34節）。」

この章句では、前半が男女の役割分担に関する根拠となっている。後半はドメスティック・バイオレンスの根拠とされることがあるが、本稿ではDVの間

題は扱わない³。ここでは、後藤 2017を参照しながら、この章句の前半部分の解釈史をまとめたい。

ガザリーより後の中世の注釈者、イブン・カスィール (Ibn Kathir, 1300頃-1373) の注釈によれば、男性は女性の監督者であり、指導者である。女性より立派で、女性を支配し、ゆがんだ性質をもつ女性の女性の教育者となる。男性は女性より優れており、卓越している (*Tafsīr*, Vol. 4, 20-21)。このように、イブン・カスィールは、男性の優位と夫婦間の主従関係を読み込んだ⁴。

エジプトのムスリム同胞団のイデオログ、サイイド・クトゥブ (Sayyid Qutb, 1906-66) の注釈書『コーランの陰で』によると、女性の務めは妊娠、出産、育児であり、男性の務めは、彼女を守り、必要なものを与えることである。そして神は男女それぞれに役割と恩恵を与え、その一つとして男性を女性の保護者、扶養者としたとする (*Zīlāl*, Vol. 2, 651)。クトゥブは、前近代の解釈者のように、男性が女性より優れているといったことは述べていない。しかし男女にはそれぞれにふさわしい役割分担があるとしている。

アフリカ系アメリカ人でフェミニストのアミナ・ワドゥード (Amina Wadud, 1952-) ⁵の解釈では、男女同等論が展開されている。ワドゥードは、クトゥブの解釈を引用しつつ、それは現実とかみ合わないとする。夫の収入だけでは十分な生活が送れない場合や、夫に収入がない場合、妻が不妊の場合などがあるからである。家族の中での役割が男女で必ず決まっているわけではない。そし

³ イスラームにおける DV については、Chaudhry 2016など参照

⁴ 15世紀マムルーク朝の二人のジャラールッディーン、すなわちジャラールッディーン・スユーティー (1505没) とその師ジャラールッディーン・マハリ (1459没) による解釈『タフスィール・アル=ジャラーライン (ジャラーラインのクルアーン注釈)』(中田 2002, 1巻, 213-214) では以下のように述べられている。中田の和訳では、「男たちは女たちの上に立つ管理人である。アッラーが一方に他方以上に恵み給うたものゆえ、また彼らが彼らの財産から費やすものゆえに。……」となっている。注釈では、「男たちは女たちの上に立つ」とは彼女らをしつけ、彼女らの手を抑えなければならぬとし、「管理人である」とは、代官であり、代官とは、利害調整、采配、しつけを司るものである。男は女の問題を処理し、その保護に力を尽くすとされる。「アッラーが一方に他方以上に恵み給うたものゆえ」とは、彼らに彼女らよりも知識、理性、統率権、その他の特権を恵み給うたゆえに、と解釈されている。ジャラーラインの解釈は、イブン・カスィールと同様、男性のほうが理性などにおいて女性より優れており、男性は女性をしつけ、管理し、保護する者であるとされている。

⁵ ヴァージニア・コモンウェルス大学教授であり、フェミニストの活動家でもある。ワドゥードのコーラン解釈および現代の新しい解釈者たちについては、大川 2007参照。

てクトゥブの解釈の前提である「男女」という枠組みの代わりに、人間（あるいは個人）という枠組みを用いて性別にかかわらず、それぞれに固有の重要な役割を持つと論じた（Wadud 1999, 69-74）。

21世紀はじめの現在、世界のムスリム男女のあいだにもっとも流布し、共感を得ている読みかたは、おそらく、同時代の米国で生まれたワドゥードのものではなく、20世紀半ばにエジプトで書かれたサイイド・クトゥブの著述に連なる読みかたである（後藤 2007, 410）。

ワドゥードのような西洋近代の男女同権に基づくフェミニストの考え方は、欧米に住み、西洋の男女平等思想に馴染んだ少数のイスラーム教徒には受け入れられているかもしれないが、世界各地の多くのイスラーム教徒には受容されておらず、クトゥブの男女の役割分担を説く解釈が広く受け入れられている状況といえよう。今後、女性のウラマーが増え、コーラン解釈やファトワーの発出などにおいて発言権が増していけば、状況が変わってくるのではないだろうか⁶。

次に、イスラームにおける男女同権、男女平等について、西洋近代の男女同権と比較しながら考察したい。

第二節 イスラームにおける男女平等——西洋近代と比較して

西洋近代では、社会を構成する基礎を自由で平等な個人と考え、男女の社会的性差を否定しようとする。一方、イスラームでは家族を社会の基礎と見なし、家庭生活における夫と妻それぞれの役割の維持を肯定する（國谷 2012, 12）。

イスラームの規範では一般に、女性と男性はまったく別の扱いをされる。性

⁶ イスラーム教徒は歴史を通して、ウラマーになるための勉強の機会をできるだけ多くの人々に与えようとしてきた。しかしここから完全に排除されていた人々がいた。それは女性である。女性のウラマーというものはありえなかったのである。スーフイズムにおいては女性が一流の神秘家として頭角を現すこともあった。しかしながら、イスラーム法学であれ、コーラン解釈であれ、いわゆる公的イスラームにおいては、女性は活躍の場をまったく与えられなかった。女性がイスラームについて権威を持って語ることを許されなかったということ、あるいは公的な場で女性が議論に関わることができなかったという事実はどれほど強調しても足りないほどである（八木 2007, 65-66）。現代では女性のウラマーも存在するが、まだ人数は少ないようである。

による役割分担が社会の秩序の基盤となる。言い換えるならば、性別を問わずひとり人間としてまったく同じように扱うという意味での男女の平等という発想はない。女性と男性は本来的に異なる性質、能力を持つという前提に立ち、それを踏まえて別々の権利と義務を与えるべきとされる。持って生まれた身体的なものとして性が人の役割を決定する。相対主義を前提とするジェンダーという考え方を受け入れる余地はない（八木 2007, 67-67）⁷。

このように、男女の役割分担を説き、性別に応じた役割を果たすことこそが平等だとするイスラームの男女観⁸と、男女を性別は関係なく、一人の人間として平等とする西洋近代の男女観は大きく異なる。

イスラーム協力機構（Organization of Islamic Cooperation）は、1990年に「イスラームにおける人権に関するカイロ宣言」を採択している。男女平等では、カイロ人権宣言第12条（a）項前段は、「女子は、人間の尊厳において男子と平等であり、享受すべき権利及び履行すべき義務を有する」と定め、続く同条（b）項で「夫は、家族の生計及び福祉に責任を負う」とし、形式的男女平等を認めていないように思われる。ムスリム諸国においては、多くの場合、イスラーム法は、とくに家族法領域においては、性別に基づいて異なる権利義務を与えていると解釈されている（桑原 2015, 36-37）。

イスラーム法は、男女の権利義務関係について、国際人権スタンダードとは異なる定めをしている。それを体現するのがカイロ人権宣言である。同人権宣言における男女の形式的平等の否定は、イスラーム法に基づくものと解釈されており、かような男女の形式的平等の否定が端的に表れる場所が家族法領域である。家族法領域において20世紀以降、女性の地位改善を目的としたイスラーム

⁷ 近代以降、女性の地位の問題は、つねに西洋によるイスラーム批判的となってきた。フェミニズムは、新手のイスラーム攻撃として受け止められているのである。こうした状況の中では、イスラーム教徒の女性は差別されてなどいないと主張することが、そのままイスラーム擁護となる。そして問題があると認めることは、イスラーム批判を煽ることと同じになってしまう。（八木2007, 67）。西洋近代の価値観を受け入れているイスラーム教徒女性ももちろん存在するが、現状ではフェミニズムの主張は困難にみえる。

⁸ イスラームを擁護する意見では、男女は権利や役割においては平等ではないけれど、同時に尊重されているという意味を込め、国際社会が重視する「ジェンダー平等」ではなく、「ジェンダー公正」という用語が用いられることもある（鳥山 2018, 204）。

ム法改革が行われてきたが、それは、国際人権スタンダードを適用するというような方法は採っておらず、あくまでもイスラーム法の枠内で遂行されてきた。結果として、性別ないしジェンダーに基づく権利義務が付与されている（桑原2015, 41）。

イスラーム協力機構が採択したカイロ人権宣言においても、男女の役割分担、男女それぞれの権利義務があることが述べられている。これは西洋近代の男女同権、男女平等とは異なる考え方であるといえよう。ただし、イスラーム圏における人権という言葉の意味もしいだいに変化しているようであり、イスラームの人権と西洋近代の人権を二つにはっきりと分けられない場合もある⁹。

イスラームと西洋の人権意識の違いは同性愛者においてもみられる。サウジアラビア¹⁰のファトワー提供ウェブサイト、イスラーム Question and Answer における「西洋の人権団体とそれを判断のために引用することの規則について（Western human rights organizations and the ruling on referring to them for judgement）¹¹ 2007年4月4日付（回答者不明）」の回答によれば、ムスリムはいわゆる西洋の「人権」団体に惑わされるべきではないという。それらの団体は、表向きには抑圧された人々を支援し、刑務所や拘留所での拷問や人間の尊厳の毀損に反対する姿勢をとっているにも関わらず、それらの団体はまた他の役割を果た

⁹ グローバル化の中で、権利の内容も変容している。タンザニアにおける権利（haqq）という用語が含意する意味の変遷を追ったクリスティーン・ウォーリーによれば、haqqは、はじめイスラーム法における権利を指し、その後その用法に市民権という概念が付け加えられ、さらに国際機関の用いる人権や女性の権利という発想が加わったという。これらは欧米経由の普遍的人権を無批判に受容しようとする動きではない。そうではなくて、エジプトでも、そしておそらく他のイスラーム圏においても、グローバル化の中で「権利」は多様で複層的な、それぞれ異なる起源をもつ多元的な意味を包摂する言葉として、再定義されつつあるのだ。ここには二重の方向性と意味がある。それはイスラーム法を用いた普遍的人権の中身の脱構築と、イスラーム的な衣をまとった普遍的人権のイスラーム圏への浸透という、方向の異なる二つの流れである（嶺崎2016, 73）。

¹⁰ ジェンダー規範にかかる現代のファトワーには明らかな地域差がある。サウジアラビアのウラマーは男女交際や女性の衣服に関し、非常に厳格なファトワーを出す傾向がはっきりしている。サウジアラビアのファトワーは、定説や多数説にとらわれずに、独自解釈や少数説の採用により、女性の権利を定説より狭くとる。一方でエジプトには、イスラーム法解釈の幅の広さ、ファトワーのヴァリエーションの多さをイスラームの懐の深さとして肯定的に受け入れる法文化がある（嶺崎2016, 80-81）。

¹¹ <https://islamqa.info/en/97827> 本稿のウェブ閲覧日はすべて2020年1月7日。

しており、家族を破壊し、イスラームと預言者ムハンマド、ほかの預言者たちへの中傷への扉を開くことを目的とする他の原則を支持している。……これらの団体が推進していることをまとめると、どんなによこしまなことであっても、人間は自分のしたいことをすることができるべきだということである。これらの団体はレズビアン、同性愛者、バイセクシュアル、そして宗教的逸脱を支持している。

このように、男女のほかに、異性愛者と同性愛者という問題もイスラームと西洋近代の価値観の違いを示す象徴的な問題であるが、同性愛者については稿を改めて論じたい。

次章では、ガザーリーが「婚姻作法の書」において、どのような夫婦関係にあるべき姿としているかを明らかにしたい。

第一章 「婚姻作法の書」における夫婦の関係

第一節 「婚姻作法の書」の内容

ガザーリーは、四巻（それぞれ十書）から成る主著『宗教諸学の再興』第二巻第二書「婚姻作法の書」の中で夫婦関係について詳述している。この節では「婚姻作法の書」の内容を概観する。なお、『宗教諸学の再興』の要約版である『幸福の錬金術 (*Kīmiyā-yi Sa'ādat*)』（ベルシア語）の「婚姻作法の書」(*Kīmiyā*, Vol. 1, 301-323; 英訳Vol. 1, 248-266)と比較すると、両方の「婚姻作法の書」の内容（目次）はほぼ同一であるが、『宗教諸学の再興』のほうが分量が多く（頁数ではおよそ3倍程度）、ハディースの引用や先人たちの事例が豊富であり、また細かい神学的議論などが詳しく述べられている。しかし全体的には、内容の大きな相違点はないようである。ここでは『宗教諸学の再興』の「婚姻作法の書」を要約し、内容を紹介する。

「婚姻作法の書」の序論では、ガザーリーは「結婚は信仰を助けるものであ

¹² 『幸福の錬金術』の「婚姻作法の書」序論では、結婚の意義は子どもを産むことだということが強調されているが、『宗教諸学の再興』の「婚姻作法の書」序論では子どもについては述べられていない (*Kīmiyā*, Vol. 1, 301-302)。

る」とし、これからその理由を説明すると言う¹²。第一章においては、主に男性の立場から婚姻の利点と欠点が比較されている。まず婚姻の利点は、第一に、子孫を残し、血縁関係を作ること¹³、第二に、合法的な性交によって、欲望を消滅させることである。第三に、妻との交流によって、疲れた魂を安らかにすること、第四に、妻が家事をしてくれることによって、夫が学んだり働いたりする時間ができること、第五に、妻と子どもを養うために努力することは、大きな功德であることである。

次に婚姻による損害は、第一に、家族のために禁止されたものを求めるようになること、第二に、妻を養う負担が重く、耐えられないこと、第三に、妻子が夫を神から離れさせてしまうことにあるとされている。そして最後に結婚すべきか、独身でいるべきかが論じられている。ガザリーは、婚姻の利点と欠点を総合的に判断し、欲望があり、姦通の恐れがある限り、結婚した方がよいとしている。つまり、婚姻の最大の利点は合法的な性交にあると言えよう。

第二章においては、まず法学的な議論が展開されている。婚姻契約の際の注意点を述べた後、結婚する予定の女性が他の人と婚姻している場合、待婚期間に服している場合など婚姻障害が列挙されている。次にガザリーは、女性が持つべき性質、つまり妻の理想像について論じており、信仰深いこと、性格がよいこと、美しいことなど八つの性質を挙げている。

第三章では、「性交」、「子ども」、「離婚」などのさまざまな問題に関して、結婚後の共同生活の中で、夫は妻にどのように接するべきなのかが論じられている。夫は、妻が悪事を行ってもやさしく耐え、許すべきである。一方、威厳を保って妻を厳しく管理しなければならない。そうしなければ、悪魔に従っていることになり、地獄に落ちてしまうのである。

第二節 「婚姻作法の書」における夫婦の役割分担

結婚には姦通の防止と子孫を残すという重要な目的があるため、「婚姻作法

¹³ 子どもには、1.子孫を残すこと、2.神の使徒を称える者を増やすこと、3.死後、自分のために祈願してくれる正しい子どもを残すこと、4.自分より先に子どもが死んだとき、(神が両親を天国に入れてくれるようムハンマドに)とりなしてくれる者を持つことという四つの利点があるとする。

の書」には性的関係についての記述がみられるが、本稿では、性的関係は除く日常生活に関する夫婦の関係を扱う。

「婚姻作法の書」には、本稿第一章で述べた男女の性別や男女の組み合わせ、男女平等に関するコーランの引用はなかった。しかし結婚を勧める預言者ムハンマドのハディースや教友たちの伝承の引用は多い。また「女は、公平な状態の下に、かれらに対して対等の権利をもつ（2章228節）¹⁴」を引用し、女性に対して同等にできないから結婚しないと述べたビシユル・イブン・アル＝ハーリス（Bishr ibn al-Hārith, 767 or 769-840 or 841/2）¹⁵の伝承の引用はあるが（*Ihyā'*, Vol. 2, 55; 青柳 2003, 70）、男女を同じ扱いにすべきであるという主張はなかった。

また本稿第一章で取り上げた、男女の役割分担を説くと伝統的には解釈されるコーラン4章34節そのものの引用はないが、同様の内容、すなわち、夫は扶養者であること、妻をたたいてもいいことなどがガザーリーの言葉で述べられていた。なお4章34節は『幸福の錬金術』の「婚姻作法の書」第三章「第四の規則」では引用されている（*Kīmiyā*, Vol. 1, 316）。

以下、男女の役割分担に関するガザーリーの説明を詳述していきたい。夫は働き、家族を扶養し、かつ監督すること、一方、妻は家で家事をすることに関する節として、「婚姻作法の書」第一章「第四の利益（家事の管理）¹⁶」、第五の利益（妻たちを養うことによる魂の努力）、第二章の最後に述べられている「（夫の性質）」、第三章「第四の規則（管理）」、「第五の規則（嫉妬）」、「第六の規則（支出）」、「第九の規則（不一致の規律）」、「妻に対して夫が持つ権利」に

¹⁴ この章句の全体は「離婚された女は、独身のままで3度の月経を待たねばならない。またもしもかの女らが、アッラーと最後の日を信じるならば、アッラーが胎内に創られたものを、隠すのは合法ではない。（この場合）夫たちがもし和解を望み、その期間内にかの女らを復縁させるならば、より権利がある。女は、公平な状態の下に、かれらに対して対等の権利をもつ。だが男は、女よりも一段上りである」と述べられており、最終的には男が一段上とも解釈できる。

¹⁵ アッバース朝第七代カリフ、マムーン（Ma'mūn, 在位813-33）の時代のスーフィー。ハンバル学派の名祖であり、ハディース学者のアフマド・イブン・ハンバル（Ahmad ibn Hanbal, 855没）とも同時代人。

¹⁶ 「婚姻作法の書」の目次は、数字だけが書かれており、小見出しのようなものは書かれていないので、筆者が補った。

述べられている¹⁷。

まず妻が家事をすべきことについて、第一章「第四の利益」から引用する。

(男性が結婚によって得られる第四の利益は) 家事 (tadbīr al-manzil), さらに料理, 掃除, ベッドメイキング, 台所の片づけ, 生活手段の準備への責任の心配がなくなることである。人間は, たとえ性交の欲望がないとしても, 家に一人で住むのは難しいだろう。もし彼に家事のすべての責任があれば, 彼の時間の多くは失われ, 学んだり働いたりする時間がなくなる。このように, 家事に適した正しい女性は宗教を助ける。これらの生活手段に邪魔されることは, 心を混乱させる。このため, アブー・スライマーン・アル＝ダーラーニー (Abū Sulaymān al-Dārānī, 820/1 or 830/1 没)¹⁸は言った。「正しい妻は現世のものではない。彼女は来世のために, あなたを解放するからである。」……神の使徒は言った。[おまえたちのそれぞれに, 感謝する心, ズィクル (dhikr)¹⁹する舌, 来世に向けて助けてくれる信仰者の正しい妻を持たせよう] (*Ihyā'*, 50; 青柳 2003, 63-64)。²⁰

このように, 妻が家事をしてくれることによって, 夫は働いたり, 学んだり, さらに神を思念し, 感謝する時間を持つことができる。そして来世で天国に行くことができるとされている。次に, 夫が家族を養う義務があることについて, 「第五の利益」に述べられている。

(結婚の第五の利益は) 妻の権利を守り (ri'āyah), 監督し (wilāyah), 支える (qiyām) ために, 自分自身と戦い, 律すること, 彼女たちの性格に我慢し, 彼女たちの害に耐えること, 彼女たちを幸せにするために努力すること, 彼女たちを宗教の道へと導くこと, 彼女たちのために合法的なもの

¹⁷ ガザリーは, 夫は妻に対して威張っているだけではなく, 妻に耐え, 妻に冗談を言うべきであるとも述べている。それについては, 第三章「第二の規則 (共同生活)」, 「第三の規則 (冗談)」を参照。

¹⁸ 敬虔さと禁欲によって知られたスーフィー。ハサン・アル＝バスリーの精神的な弟子で, 神への信頼 (tawakkul) を禁欲の頂点とした。

¹⁹ 神への思念。神の名前を繰り返し想起したり, 唱えること。

²⁰ 「婚姻作法の書」の引用文におけるコーランの引用は【 章番号:節番号】, ムハンマドのハディースは〔 〕の中に記載した。

を手に入れようと努力すること、育児を支援することである。これらの行為はすべて大きな功德である。というのは、これは扶養と監督であり、妻と子供は養われる者であり、扶養は大きな功德だからである。……自分と他人を幸せにすることに従事している者は、自分だけを幸せにすることに従事している者とは違う。害悪に耐える者は、自分を快適にし休もうとする者とは違う。妻と子どもに耐えることは、神の道へのジハード (jihād努力) と同じ位置にある。……来世への道を行く者にとって義務であるのは、彼の性格をまっすぐにし、魂を鎮め、内面的な醜い属性を浄めるために、これらの要素と向かい合うことと、妻に耐えることに慣れることによって、魂に試練を与えることである (Ihya', 51-53; 青柳 2003, 64-67)。

ガザリーは、「おまえたちはみな扶養者であり、扶養する責任がある」というムハンマドのハディースも引用し、夫は妻と家族を養い、監督する義務があり、彼女たちを養うために努力したり、彼女たちの害悪に耐えることによって、天国に行くことができるとしている。

「婚姻作法の書」第二章の最後では、女性の後見人 (wali) である父親は、娘をどのような男性と結婚させるか、よく考えなければならいと述べられている。妻は夫に服従しなければならないからである²¹。

神の使徒は言った。〔婚姻は奴隷状態 (riqq) である。あなたたちは、娘をどこにゆだねるのか注意しなさい。〕彼女のかわりに警戒するのは最も重要である。というのは、彼女は婚姻によって奴隷になり、避難する場所もないが、夫はいつでも離婚できるからである。娘を不正者、偽善者、異端者、飲酒者と結婚させる者はみな、宗教において罪を犯し、神の怒りにさらされている (Ihya', 66-67; 青柳 2003, 92)。

次に「婚姻作法の書」第三章では、婚姻生活におけるさまざまな規則について述べられている。第三章「第四の規則」では、夫の威厳がなくなるほど妻にやさしくする必要はなく、厳しい面をみせなければならないとされている。

²¹ イスラーム法では、女性は後見人 (一般には女性の父親) の同意がなければ結婚できない。これも西洋の人権団体から批判されている点である。

神の使徒は「妻の奴隷はみじめである」と言った。彼がそのように言ったのは、夫が妻の妄想に従えば、彼は彼女の奴隷であり、みじめだからである。神は夫を妻の所有者としている。もし夫が妻を自分の所有者としたなら、命令に背き、ことを反対にし、【アッラーの創造を變形させます4:119】と言った悪魔に従っていることになる。男性の権利は従われることであって、従うことではない。神は男性を女性の監督者 (qawwām) と呼び、夫を主人 (sayyid) と呼んだ。神は【かれら両人は、戸口でかの女の夫 (主人) に出会った12:25】と言った。……もしあなたが少しでも彼女の手綱を緩めたら、彼女はあなたから遠く逃げてしまうだろう。もしあなたが少しでも彼女の手綱を緩めたら、彼女はあなたの腕を引っ張るだろう。しかし、彼女をコントロールし、彼女に対するあなたの手を強めれば、あなたは彼女の所有者になるのである (Iḥyā', 71; 青柳 2003, 98-99)。

ここでガザリーは、夫は妻のカウワームだと述べているが、これはコーラン4章34節を背景にしている。ガザリーは4章34節を引用はしていないが、カウワームという語を監督者 (管理者) と解釈しており、夫は妻を管理し、コントロールすることで、所有者となるとしている。

次に「第五の規則」では、夫が、妻がほかの男性と一緒にいることに対して穏やかに嫉妬すべきであり、そのような嫉妬の原因を取り除くために女性を隔離すべきことについて述べられている。

嫉妬をなくす方法は男性が妻のところに来ないこと、妻が市場に行かないこと、そして妻を男性と一緒にしないことである。神の使徒は娘のファティマ (Fatimah, 633没)²²に言った。[女性にとって最良のこととは何か?] ファティマは「女性が男性を見ないこと、男性が女性を見ないことです」と言った。彼は【かれらは、一系の子々孫々である。3:34】と言って、彼女を抱きしめ、彼女の答えを正しいとした。神の使徒の教友は、妻が男性を見ることができないように、壁の覗き窓や穴をふさいだ (Iḥyā', 74;

²² 預言者ムハンマドの娘で、シーア派初代イマームのアリーの妻。シーア派イマーム、ハサンとフサインの母。

青柳 2003, 103)。

神の使徒はお祭りのときは特別に、彼女たちの外出を許した。しかし夫の許可がなければ、彼女たちは外出しなかった。今では夫の許可があれば、敬虔な女性にとって外出は許される (mubāh) が、(家に)いる方がより安全である。重要な用事以外では外出してはならない。というのは、見るためとか、重要ではない用事のために外出することは、彼女の名誉を損ない、破滅へと導くからである。……男性はいつでも顔をさらしているが、女性はヴェールをかぶって (muntaqibāt) 外出する。もし男性の顔が女性にとって隠すべきものなら、彼らはヴェールをかぶることが命じられ、また、必要なことがなければ外出が禁止されるだろう (Ihya', 75; 青柳 2003, 103-104)。

以上のように、妻はなるべく家の中にいて、夫以外の男性と接触してはならない。重要な用事で外出するときは、ヴェールを着用して、目立たないようにすべきだとされている。

次に第三章「第六の規則」では、夫は家族のために適切にお金を使って養わなければならないことが説かれている。

(第六の規則は) 適切な支出である。彼女たちに対して切り詰めてもいいけ
ないし、無駄使いしてもいけない。中庸であるべきである。神は【そして
食べたり飲んだりしなさい。だが度を越してはならない。7:31】と言った。
……神の使徒は言った。[おまえたちのうちで最もよいのは、家族に対し
てよい者である]、[神の道のために使うディーナール²³、奴隷のために使
うディーナール、貧しい者のために使うディーナール、家族のために使う
ディーナール、最も報いが大きいのは、家族のために使うものである。]
……養うときの義務であり、守るべき最も重要なことは、合法的なものを食
べさせることである。そのために悪の道に入ってはいけない。というのは、
これは家族を守るのではなく、彼らに対する罪だからである (Ihya', 75-
76; 青柳 2003, 104)。

²³ 貨幣、金貨。

このようにガザリーは、夫は家族を扶養する義務があることを繰り返し述べている。続いて、第三章「第九の規則」では、夫婦の間に争いが起こり、その原因が妻の側にある場合、夫が妻を段階的に矯正していくべきことについて²⁴、コーラン4章34節の後半部分「あなたがたが、不忠実、不行跡の心配のある女たちには諭し、それでもだめならこれを臥所に置き去りにし、それでも効きめがなければこれを打て」に該当する内容が述べられている。

もし不一致 (nushūz) が妻の側によるなら、夫は妻の管理者 (qawwām) であるから、彼女を矯正し、強制的に従わせる権利がある。同様に、もし彼女が礼拝をさぼったら、強制的に礼拝させる権利がある。しかし矯正には段階がなければならない。まず説教し、警告し、脅すのである。もううまくいかなかったら、彼女と同じ家にいながら、一晩から三晩まで、ベッドで彼女に背を向けるか、ベッドを別々にするか、彼女を避けなさい。それでもうまくいかなかったら、彼女を暴力的にではなく、たたきなさい。彼女に痛みを与えてもよいが、骨を折ったり、出血させてはいけない。そして顔をなぐってもいけない。これは禁止されているからである (*Ihya'*, 78; 青柳 2003,108-109)。

ガザリーは、夫婦間の不和の原因が妻にある場合としているが、具体的な例は、妻が礼拝をしなかったという宗教的な義務を怠ったこと以外は挙げられていない。妻が夫に理由もなく歯向かった場合ということなのだろうが、夫の側にも原因がないのに争いが起きることは稀なのではないだろうか。しかし、おそらく夫にも原因がある場合であっても、妻のほうが一方的に夫に逆らったとされて、暴力を振るわれる可能性がある。現在も続いている夫から妻へのドメスティック・バイオレンスに関する問題については今後の課題としたい²⁵。

²⁴ 不一致において、二人の間に論争が生じ、解決しないとき、それが双方によるか、夫の側による場合、……夫の側と妻の側から一人ずつ、二人を調査し、調停するために、二人の調停者 (hakam) を呼ばなければならない (*Ihya'*, 78; 青柳 2003, 108) とされ、夫にも原因がある場合は調停者を呼ばなければならない。

「婚姻作法の書」第三章の一番最後の節「妻に対して夫が持つ権利」には、妻は夫に服従し、家の中に引きこもっているべきであり、いつも夫と家族のことを考えているように、という教訓が述べられている。

それ（夫が持つ権利）について、婚姻は一種の奴隷状態である、という明白な言葉がある。というのは、彼女は彼の奴隷だからである。彼女の行為は夫の要求に絶対的に従うことである。それ（要求）が不服従ではない限り。……神の使徒は〔もし私が誰かに、誰かのためにひれ伏すように命じるとしたら、妻に対して夫が持つ権利の偉大さのゆえに、女性に夫にひれ伏すよう命じるだろう〕と言った (*Ihṣā'*, 90-91; 青柳 2003, 126)。

女性の（守るべき）規則の要約を短くすると以下ようになる。：女性はいつも家の奥にいて、糸つむぎをしているべきである。頻繁に出たり入ったりしてはいけないし、隣人にあまり話しかけてはいけない。必要がない限り、隣人のところに行ってはいけない。……もし許可があって外出するのなら、着古した服で身を隠し、大通りや市場ではなく、人のいない場所を選びなさい。他人が彼女の声を聞いたり、彼女の気配に気づかないように注意しなさい。必要があるときでも夫の友人と親しくしないようにしなさい。むしろ彼女を知っていたり、彼女が知っている人には心を閉ざしなさい。彼女の関心は自分に関わること、家の管理、礼拝や齋戒に没頭することである。……夫に関して、神が扶養してくれるものに満足し、夫の権利を自分や自分の家族よりも優先させなければならない。いつでも自分をきれいにし、夫が望むときは楽しめるように、常に準備していなければならない。子どものことを心配し、彼らを守り、彼らを侮辱したり、夫に口答

²⁵ アミナ・ワドゥードは「(女性を) 打ちなさい」というクルアーンの言葉を、そのまま受け取ることを自分は拒否する、と宣言した。「これは今の人々の経験と道徳観に照らし合わせると許容できないことであり」、たとえばクルアーンに言及されている奴隷制や身体刑が時代と共に許容できなくなっているのと同様に、撤廃すべき事柄である、とワドゥードは、主張したのであった(後藤 2017, 409-410; Wadud, 2018, 198-206)。なお、身体刑(姦通者に投石し、背教者を処刑し、窃盗者の手を切断するといったハッド刑)に対する西洋の人権団体からの批判について、本稿第一章で述べたサウジアラビアのファトワーは反論している。身体刑は神が定めた刑罰であって、変更はできないからである。

えしてはいけない (*Iḥyā'*, 93; 青柳 2003, 130-131)。

ガザリーは、妻は夫がいないときは功德を積み、夫がいるときは夫のために美しく着飾るべきであると述べてから、最後に、妻は可能な限り家の仕事をすべきであるとし、アブー・バクル (Abū Bakr, 573頃-634)²⁶の娘のアスマー (Asmā', 693 没)²⁷が重労働の家事をこなしていたエピソードでこの書を終えている。

妻は夫に服従すべきこと、女性をなるべく家の中に隔離すべきこと、妻は家事をすべきことは、「婚姻作法の書」の中ですでに述べられており、最後の節で妻の義務についてまとめているといえよう。

結論

以上、男女の役割分担を説くコーラン4章34節に対する複数の解釈、イスラームの男女観と西洋近代の男女同権思想との比較を踏まえ、ガザリーの「婚姻作法の書」にみられる夫婦の役割について分析してきた。ガザリーは、男女同権は説いておらず、男女の役割分担を当然のこととして論じている。ガザリーは、イブン・カシールやサイド・クトゥブと同様、夫は妻を扶養する義務があり、妻は夫に従う義務があるとしている²⁸。夫は妻にやさしくすべきであるという記述もあるが、威厳をもって妻を管理すべきということのほうが強調されている。

古典スンナ派思想の大家として現代においても大きな影響力を持つガザリーの「婚姻作法の書」は、西洋近代の男女同権とは異なる、イスラームの男女観、夫婦観を基礎づけていることが確認されたといえよう。なお、『宗教諸学の再興』(アラビア語)の要約版『幸福の錬金術』(ペルシア語)所収の「婚姻作法の書」との本格的な比較については、今後の課題としたい。

²⁶ 初代正統カリフ (在位 632-634)。

²⁷ アブー・バクルの娘で、ムハンマドの愛妻アーイシャの姉。メッカにおいて初期にイスラームに入信。ムハンマドのいとこのズバイル・イブン・アル=アウワームと結婚した。

²⁸ ガザリーは、男性のほうが女性より知性的の上であるとは述べていない。

* 本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）課題番号 15K02056，基盤研究（C）課題番号 19K00077 による研究成果の一部である。

参考文献

一次文献（アラビア語，ペルシア語）

Iḥyā': Abū Hāmid al-Ghazālī, *Iḥyā' 'Ulūm al-Dīn*, ed. Abū Ḥafṣ, 5 vols., Cairo: Dār al-Ḥadīth, 1992.

Kīmīyā: Abū Hāmid Ghazālī, *Kīmīyā-yi Sa'ādat*, 2 vols., Tehran, 2001.

Tafsīr: Ibn Kathīr, *Tafsīr Ibn Kathīr*, 15 vols., Cairo, 2000.

Zilāl: Sayyid Quṭb, *Fī Zilāl al-Qur'ān*, 6 vols., Cairo: Dār al-Shurūq, 2007.

一次文献英訳

Farah, Madelain tr. 1984. al-Ghazālī, *Marriage and Sexuality in Islam: A Translation of al-Ghazālī's Book on the Etiquette of Marriage from the Iḥyā'*, Salt Lake City: University of Utah Press.

Crook, Jay R. tr. 2008. Ghazālī, *The Alchemy of Happiness*, 2 vols., Chicago: Great Books of the Islamic World Inc.

Salahi, Adil and Ashur Shamis tr. 2001. Sayyid Quṭb, *In the Shade of the Qur'ān*, Vol. 3, Leicester: The Islamic Foundation.

Abdul-Rahman, Muhammad Saed tr. 2011. Ibn Kathīr, *Tafsīr Ibn Kathīr Volume 5 of 30*, London: MSA Publication Limited.

二次文献

青柳かおる 2003. 『現代に生きるイスラームの婚姻論——「婚姻作法の書」訳注・解題』
Studia Culturae Islamicae no.73, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.

青柳かおる 2005. 「ガザリーの婚姻論——スーフィズムの視点から」『オリエント』第47
巻第2号, 120–135.

青柳かおる 2011. 「イスラームの生命倫理における胚の形成過程の問題」『比較宗教思想
研究』第11輯, 1–16.

青柳かおる 2012. 「イスラームの生命倫理における初期胚の問題——ユダヤ教，キリスト
教と比較して」『比較宗教思想研究』第12輯, 1–21.

アハメド，ライラ（林正雄ほか訳）2000. 『イスラームにおける女性とジェンダー——近代論

- 争の歴史的根源』法政大学出版局。
- 大川玲子 2007.『イスラーム化する世界』平凡社新書。
- 國谷徹 2012.「近代イスラームにおける家族像——連載記事「女性の世界」の分析から」*CIAS Discussion Paper*, 23:「カラム」の時代 III——マレー・イスラーム世界におけるイスラーム的社会制度の設計, 9-16.
<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/handle/2433/228460>
- 桑原尚子 2015.「国際人権とイスラーム——ジェンダーを中心に」『都市経営』第7巻, 35-45.
<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/fcu/metadata/12034>
- 後藤絵美 2017.「クルアーンとジェンダー——男女のありかたと役割を中心に」松山洋平編『クルアーン入門』作品社, 389-413.
- 塩尻和子 2018.「イスラーム・ジェンダー論の行方——行動する女性たちへ」池澤優編『政治化する宗教, 宗教化する政治〈世界編II〉』岩波書店, 133-148.
- 新共同訳2006.『聖書(旧約聖書統編つき)』日本聖書協会。
- 辻上奈美江 2011.『現代サウディアラビアのジェンダーと権力——フーコーの権力論に基づく言説分析』福村出版。
- 鳥山純子 2018.「ジェンダーから考えるイスラーム——女性にとっての「良い・悪い」の議論を超えて」小杉泰・黒田賢治・二ツ山達郎編『大学生・社会人のためのイスラーム講座』ナカニシヤ出版, 203-219.
- 中田香織訳・中田考監訳 2002.『タフスィール・アル=ジャラーライン(ジャラーラインのクルアーン注釈)』日本サウディアラビア協会, 全3巻。
- 三田一(訳)『日垂対訳 聖クルアーン』日本ムスリム協会(ウェブ版)。
<http://www2.dokidoki.ne.jp/islam/quran/quran000.htm>
- 嶺崎寛子 2015.『イスラーム復興とジェンダー——現代エジプト社会を生きる女性たち』昭和堂。
- 嶺崎寛子 2016.「宗教言説を使う, 聞く——エジプトのムスリム女性とイスラーム」川橋範子・小松加代子編『宗教とジェンダーのポリティクス』昭和堂, 69-100.
- 嶺崎寛子 2019.「イスラームとジェンダーをめぐるアボリアの先へ」『宗教研究』第93巻第2号(特集 ジェンダーとセクシュアリティ), 401-425.
- ムスリム(磯崎定基・飯森嘉助・小笠原良治訳)『サヒーフ・ムスリム』日本ムスリム協会(ウェブ版)。
<http://www.muslim.or.jp/hadith/smuslim-top-s.html>

- 八木久美子2007.「イスラーム」田中雅一・川橋範子編『ジェンダーで学ぶ宗教学』世界思想社, 58-73.
- Aoyagi, Kaoru 2005. "Al-Ghazālī and Marriage from the Viewpoint of Sufism." *Orient: Reports of the Society for Near Eastern Studies in Japan*, 40, 124–139.
- Chaudhry, Ayesha S. 2016. *Domestic Violence and the Islamic Tradition*, Oxford: Oxford University Press.
- Wadud, Amina 1999. *Qur'an and Woman: Rereading the Sacred Text from a Woman's Perspective*, Oxford: Oxford University Press.
- Wadud, Amina 2018 (first published, 2006). *Inside the Gender Jihad: Women's Reform in Islam*, Oxford: Oxford University Press.